

遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 指定管理業務に関する年度協定書（案）

甲府市（以下「市」という。）並びに●●、●●、●●及び●●（以下総称して「本指定管理者」という。）は、令和●年●月●日に遊亀公園・附属動物園の整備及び管理運営に関して締結した「遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 指定管理業務に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、基本協定に定める管理物件の整備及び管理運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。【注：コンソーシアムにてSPCを設立する場合、年度協定の当事者はSPCとなることを想定。】

（年度協定の目的）

第1条 この年度協定は、遊亀公園・附属動物園における管理物件の整備及び管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、令和[]年4月1日から令和[]年3月31日までとする。

（令和[]年度の業務内容）

第3条 市及び本指定管理者は、令和[]年度の業務内容は、要求水準書に示すように維持管理・運営業務に係る収支予算の総額及び内訳を含む内容としなければならない、別紙1に定める「令和[]年度事業計画書」のとおりとする。

2 市及び本指定管理者は、別紙1に定める「令和[]年度事業計画書」を変更しようとするときは、市及び本指定管理者の協議により決定するものとする。

（令和[]年度の指定管理料）

第4条 市が、本業務の実施の対価として、本指定管理者に支払う指定管理経費の額は、金[]円（うち消費税及び地方消費税金[]円）とする。

2 市は、前項に規定する指定管理料を、4月・7月・10月・1月の4半期ごとに支払うものとする。

3 この協定締結後、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、市は年度協定を何ら変更することなく、指定管理料に相当額を加減して支払うものとする。

4 市又は本指定管理者は、指定期間中にやむを得ない事由により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めるときは、基本協定第40条の規定に基づき、市及び本指定管理者の協議の上、指定管理料の額を変更することができるものとする。

5 本指定管理者は、指定管理料の支払いを次の表に定める支払月に応じ、同表に定める金額を市に請求するものとし、市は、当該支払請求を受理した日の翌日から起

算して 30 日以内に本指定管理者に支払うものとする。

期 別	支払月	請求金額
第 1 期	令和[]年 4 月	[]円
第 2 期	令和[]年 7 月	[]円
第 3 期	令和[]年 10 月	[]円
第 4 期	令和[]年 1 月	[]円
計		[]円

6 契約保証金は、市及び本指定管理者の間で締結された令和 8 年●月●日付遊亀公園・附属動物園整備及び管理運営事業 Park-PFI に関する実施協定書（以下「Park-PFI 実施協定」という。）に定めるとおりとする。

（管理備品）

第 5 条 基本協定別紙 2 に規定する管理備品は、別紙 2 「管理備品一覧」のとおりとする。

（補則）

第 6 条 本業務に関して、年度協定に定めのない事項については、Park-PFI 実施協定及び基本協定によるものとし、Park-PFI 実施協定及び基本協定に定めのない事項については、当事者間で協議の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

以上を証するため、本協定書●通を作成し、市及び本指定管理者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

市：

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

代表者 甲府市長 樋口 雄一 印

認定計画提出者：

代表法人

構成法人

構成法人

構 成 法 人

別紙 1 令和 [] 年度事業計画書

別紙2 管理備品一覽